

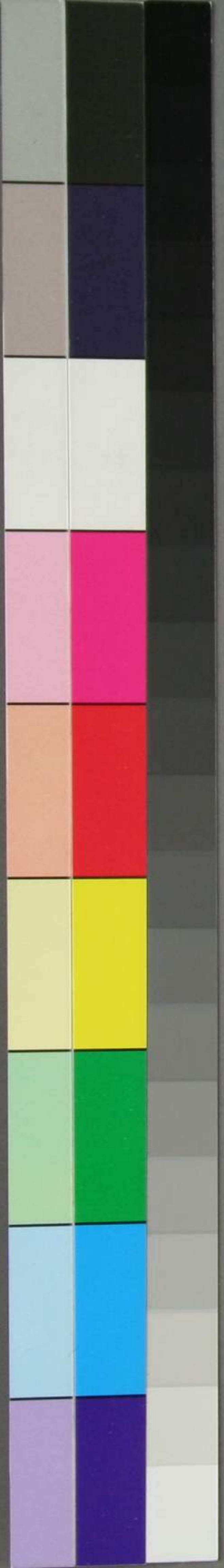
開文

内外事情

初編

上

71
3482
1



文如  
開外  
山外  
事情



多  
花  
樓  
特

池清

內外事情叙

西  
興  
雅

昭和十三年  
二月七日  
購求

諉曰大以可兼小也雖然  
小大自有分不可兼用者  
世間出通情也方今洋學  
者流譯洋書汗牛充棟實

不可舉數然讀出者識有  
淺深才有長短故為以夫  
汗牛充棟出書尚未足矣  
是所以大小各有用不可  
兼用也書肆東生氏來請

內外事情者出序余閱出  
固雖非怡高識出眼者然  
亦以足益淺學寡聞出徒  
矣余雖未知東江子出為  
如何思其人亦似知大

一  
内  
外  
教

以不可兼小者因駢好其  
意書以與焉

明治七年元始祭後一日  
翠拓綠竹處主人竝書





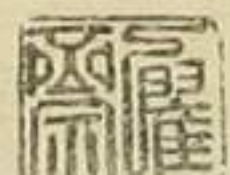
明治六

癸酉秋

校瀬松林書



曜齋園耕寫



内外事情緒言

方今文化日<sub>レ</sub>開け萬國互<sub>レ</sub>公法を以て交通を  
 るの秋<sub>レ</sub>方<sub>レ</sub>大人と固<sub>レ</sub>より小人女子と<sub>レ</sub>い<sub>レ</sub>ど  
 も<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>内外の人情風習の<sub>レ</sub>うんを識<sub>レ</sub>るを最<sub>レ</sub>も  
 急務ありむ既<sub>レ</sub>西洋事情と題<sub>レ</sub>せる書の一度世  
 に出<sub>レ</sub>てより彼の情實を詳<sub>レ</sub>し人智を開明<sub>レ</sub>世  
 の鴻益を起<sub>レ</sub>せり今此書の如<sub>レ</sub>きと尺童蒙女子の  
 始めて國字のみを識<sub>レ</sub>るは<sub>レ</sub>内外開化の景況

一端をみるに欲し見聞と觸る處の一二  
を集録し以て一時草双紙の代用と供するのみ  
世の童蒙文字の魯與体載の卑俚と笑ふあゝあ  
く竹馬の餘間必きまづ此小冊初篇二編を閲し  
後ち漸く完全の書に進まざる却て達意の捷徑あ  
らん乎

明治六年晚秋

東江樓主人 識

凡例

一此書を英亞出版の地理歴史其他聞見と觸る  
處の事を採て集録しつゞも畢竟童蒙女  
子に授け完全高上の書と登るの階梯と供す  
るに於ては只其大意を撮み俚俗の文体を  
用ひ解易きと趣くま  
一里數尺度通用金等ハ萬國とも異同ありて  
童蒙と紛し故此書中より大抵我國のりは

一 改算を然きども強て其密合と要せざとバ  
尺大概あり

一 此書初編より萬國或ハ内外一般の風習地記  
裁し二編よりハ各國夫々の風習事情且初編  
脱漏せる事柄を説き三編を以て大尾とあ  
そ

文明開化 内外事情目録

卷之一

- 一 世界中人民の事
- 一 人民開化等級の事
- 一 政体の事
- 一 教法の事
- 一 附切支丹宗の事
- 一 開化の國の自由



一 賦税の事

一 港税の事

一 證印税の事

一 地税の事

卷之二

一 郵便税の支

一 家産税の事

一 所有税の事

一 諸雑税の事

一 會社の事

一 公園の事

一 國債の事

一 學校の事

一 文庫の事

一 博物館の事

一 博覽會の事

内々事情 目次

- 一 新聞紙の事
- 一 新發明免許の事

卷之三

- 一 乗合車の事
- 一 瓦斯燈の事
- 一 病院の事
- 一 狂病院の事
- 一 貧院の事

一 啞院の事

一 瞽院の事

一 浄水管の事

一 汚水管の事

一 造幣庫の事

一 市中取締の事

一 西洋家造并風俗大畧

初編 目録終

内外事情 目次

第二編

全三冊

第三編

全四冊

近刻

文明開化 内外事情卷之一

○世界中人民の事

凡世界中と寒き國あり暑き國ありまゝ人民  
 の才智も開けたる國あり無藝無學の國ありゆ  
 つゝ其國其所よりて風儀人情も夫々違ふあ  
 りまれば一口よりて云ひ難きもはゆへ皆夫々部

東江學人 纂輯

と分けて記さざればども又萬國普通の人情  
 もあり或ハ西洋一般の風儀もあるればゆへま  
 づ萬國普通の事を記し夫より西洋一般の人情  
 を説き終り各國それ々の風儀を語るべし  
 ○凡世界中の人民の數ハ十億万余も有りて或  
 ハ色の白きも有り墨きも有り鼻の高きも有り  
 眼の茶色あるも有りて其種類も多し  
 此人民其外兒と骨組と有りて五

種ハ區別也即ち蒙古種高加索種以日阿伯啞種  
 巫来由種亞米利加種あれあり○蒙古種ハ顔面  
 平く顴骨乃々鼻ハ余り高うれば頭髮黒く鬚  
 少く丈高うず皮膚層黄色あるゆへ黄人種とも  
 ヲハ亞細亞洲の中央より日本支那滿洲への  
 民ハ皆是あり○高加索種ハ顔面少く楕圓く  
 て鼻高く口唇大ありて頭髮褐色く丈高く  
 肌膚ハ淡紅を帯びたる白色ありゆへ白人種

もつゝ歐羅巴の人民ハ皆此種あり○以日阿  
 伯亞種と顴骨乃々鼻低く鼻孔大きく口唇厚く  
 大きく頭髮みあらしは肌膚漆黒の如くゆへ黒人  
 種とつゝ亞非利加の土人あふびゝ亞米利加  
 あめて奴隸つとめと為まればハ大抵此人種あ  
 り○巫来由種ハ顴骨少くせやく面廣く顴骨高く  
 丈長大あしび頭髮黒く肌膚黄色く蒙古人  
 種と似たり印度の人も此種あり○亞米利

加種ハ顴骨秀で目あらし鼻廣く高く鬚  
 少く肌膚赤色く銅の如くゆへ又銅色人  
 種とつゝ亞米利加の土人皆是あり

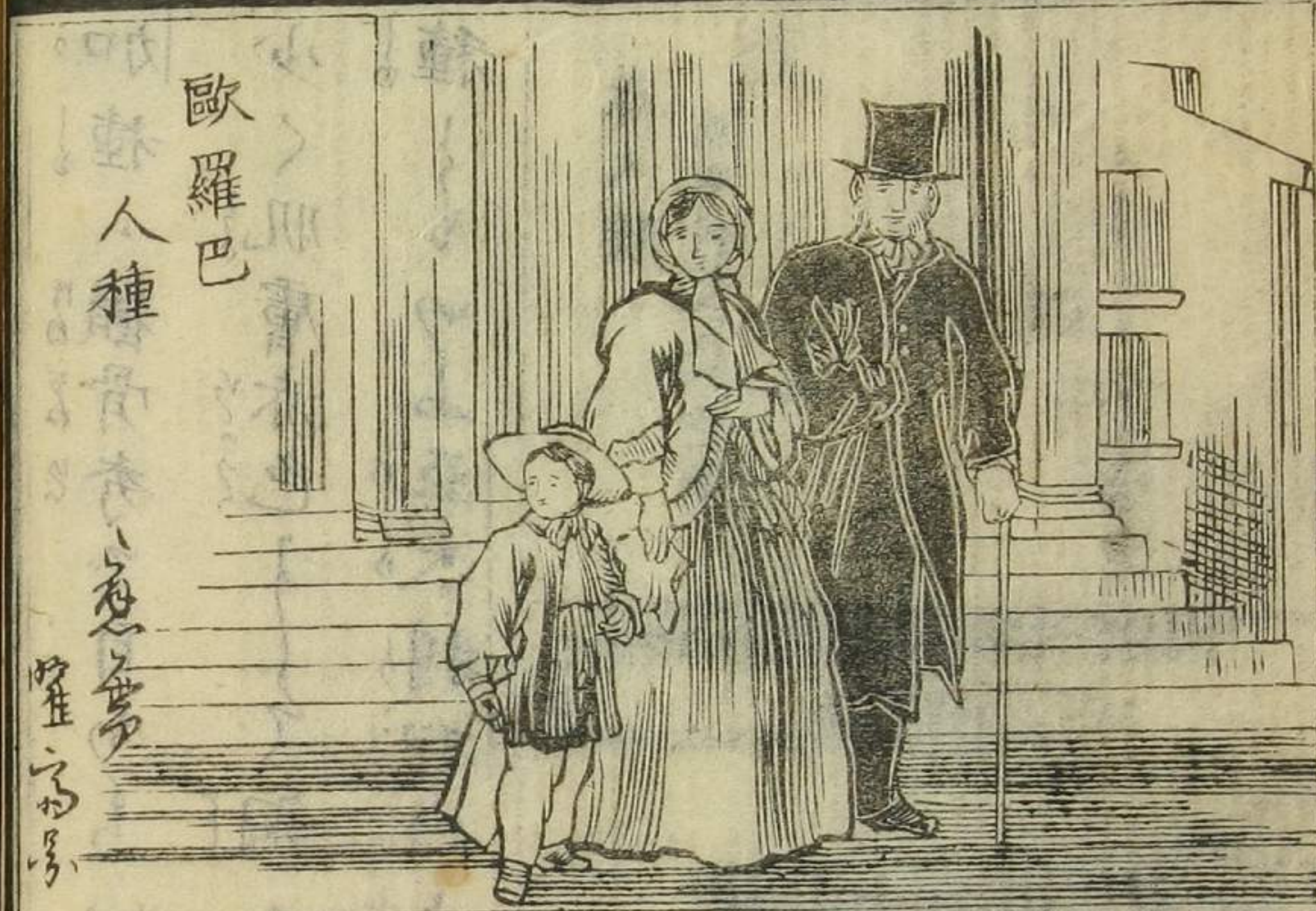
赤人種

亞米利加土人の酋長

マレー人種

ニウジラントの酋長





歐羅巴

人種

文明の象徴



モゴル人種の内

支那平民

黒人種の酋長

○人民開化の等級

世界中より其國柄より氣候の熱き如くハ春  
 夏秋冬の四季ともあらずハ果實を結び人民も  
 骨を折らざりて食物も不自由あらずハ耕作を  
 勤むる者もあらず又衣服を着て寒を凌ぐの苦勞  
 もあければ人々製造の業を勵むもあらずハ怠惰  
 のみ世を渡ふゆへ開化に進むあらずハ○寒國  
 ありてハ草木の生ざるありハ稀ありてハ人々

耕作をあるし能くばよめて魚鳥獸類あごと  
獵し生活を営み冬を獸の皮を被り土中の穴に  
居るもゆくまゝ製作の道を識るありあり○春  
夏秋冬の四季とあつらるる國々と寒暑とも格  
外酷しうば故に少く人力を勞せれば大ひく  
益を得るより遂に耕作を勵み器械を製し萬事  
力を盡し衣食住に供ふるがゆく次第に文明  
開化し趣けり今人民の開化のありあり處を以

て四級に區別を左の如し

○第一文明開化の民 英語して之を「エンライ

テン」ドといひ農商百工等の業を勵み學術技藝  
を勉め四海萬國に盡く朋友の情を以て交通し  
門地を尚ばせしめて學術を貴び法令明白し  
君主の政を擅しせば權威を以て國民を壓抑け  
ざる君民とも皆天理人道に背くありあり西洋  
諸國並に亞米利加合衆國の如き是あり

○第二半開の民  
 英語して之をハ  
 ース、レゼライス  
 ドとソハ皆夫々  
 農工高等の業と  
 あり、技藝文字と  
 識り他國と交易  
 をあり物品を製

半開の國の交易場  
 景況



土産を出し礼義を重むる風ありゆく未開の  
 民と比ぶると遙く開化しゆくありゆく去むと  
 も古を貴ぶ風ありて更し日新開化を希むと自  
 分の國を世界第一とありし他國を夷狄としひ  
 究理の學を講究せしゆく虚誕し迷ひ智識乏  
 きゆく器械精しゆく皆悉く人力を用ゆ又貴  
 族ハ平民を賤み君主ハ政をありて専ら權威を  
 以てし人民政に參與するを許さば是文明開化



の民と異なる處あり支那比耳西亞土耳其の民是あり

○第三未開化の民 英語にて「セミバルベリヤ」  
ントの蠻夷に比ぶると智覚少し進み人々持  
物りて或ハ獸畜を野牧し天幕を張て住ふも  
のり或ハ地の肥れ所に至て農業をあり二  
三年のりごと村落を為して又他所へつるも  
のり或ハ農業をあり獸類を養ひ商業を營む

りたり或ハ文字のほる所もあり又ある所も  
りり其中にも自り所の首長に從ひ其令を聞  
くあるども扱方甚だ殘忍く或ハ人を賣買する  
りたり實に一樣ありざれどもツグとも開化  
の風をいふものあり

○第四蠻夷英語にて之を「サバー」ト云ふ人間  
中一番下等の者にして人倫の道もあらず只男女  
の情と饑て食を求めんとあるのみ或ハ裸體跣

足して山野  
海濱に住し魚  
介虫あどを食  
ひ樹の空洞ま  
た土中の穴  
居し食しらま  
る何れも他の  
地方に至りて



蠻野の民

争闘をあり冬ハ獣皮を被り或ハ猛獸と戦ひ或  
ハ人肉を食ふ者あり又其中少く人道をある  
り此と稀く農業を營む所ありとも皆婦人の業  
とを

○政体の事

國より人智の開けたるに開けざるに  
て政体の立方もつらくあるあれども是を

實ニ英米  
 仙ノ如キハ  
 世思第  
 一等閑化  
 云フヘシ  
 吾日ノ如キ  
 中開未席  
 居者欽呼

内外事情 卷之二

五種ノ區別を其大略左の如し  
 第一君主權制 之を「デスポチスム」といひ君主  
 の權威をひきまゝにして天下萬民を我儘に取  
 扱ひ生をも殺をも與ふるも奪ふるも皆君主の思  
 ふまゝにして其命令する所ハ條理に背くとも國民  
 より之を如何ともするあはれ能はざる是全く君主  
 天下を私有するものにして亞非利加の諸邦を  
 亞細亞の内地あり蠻夷の國未開の國にして

多く此政治を用ふ  
 第二君主專治 立君獨裁之を「アブソルットモナ  
 ルキ」といひ前の君主權制に大抵同様にして天下  
 萬民を君主政府の私有とあり君主の命を以て  
 施行する所の政令ハたゞひ理に違ふとも民より  
 之を如何ともするあはれ能はざる去はとも古より  
 の慣習よりして少くも法律も出来しゆ一稍君  
 主の權威を制限する所あり然はとも國民を國事

内外事情 卷之二

と參與するを許さば支那土耳其比耳西亞印度  
諸國あどもごとく半化の國としてハ皆此政治を用  
ふ

○第三君民同治 立君定律之をコンスチテューシ

ヨナルモナルキといひ萬民の上より一人の君主  
ありて萬民を統轄するもあれども敢て天下を私  
有とせざるありあく必ず公明正大の憲法を確定  
め國民として國事に參與せしめ君民相議して

政を行ふ其大略は上院下院として會議所を設  
け上院は貴族富豪教師等出席し下院は國  
民の入札して諸州より賢者を選び之を諸人の  
名代として出席せしめ國事を議し法を立つ之  
を立法官として君主ハ政府より出て諸大臣と共  
に萬事を掌握り國內外國軍事會計教育刑罰等  
の諸務を數局に分ち己より上院下院とて相議し  
一決して之の事ハ君主より奏し君主承知あれば之

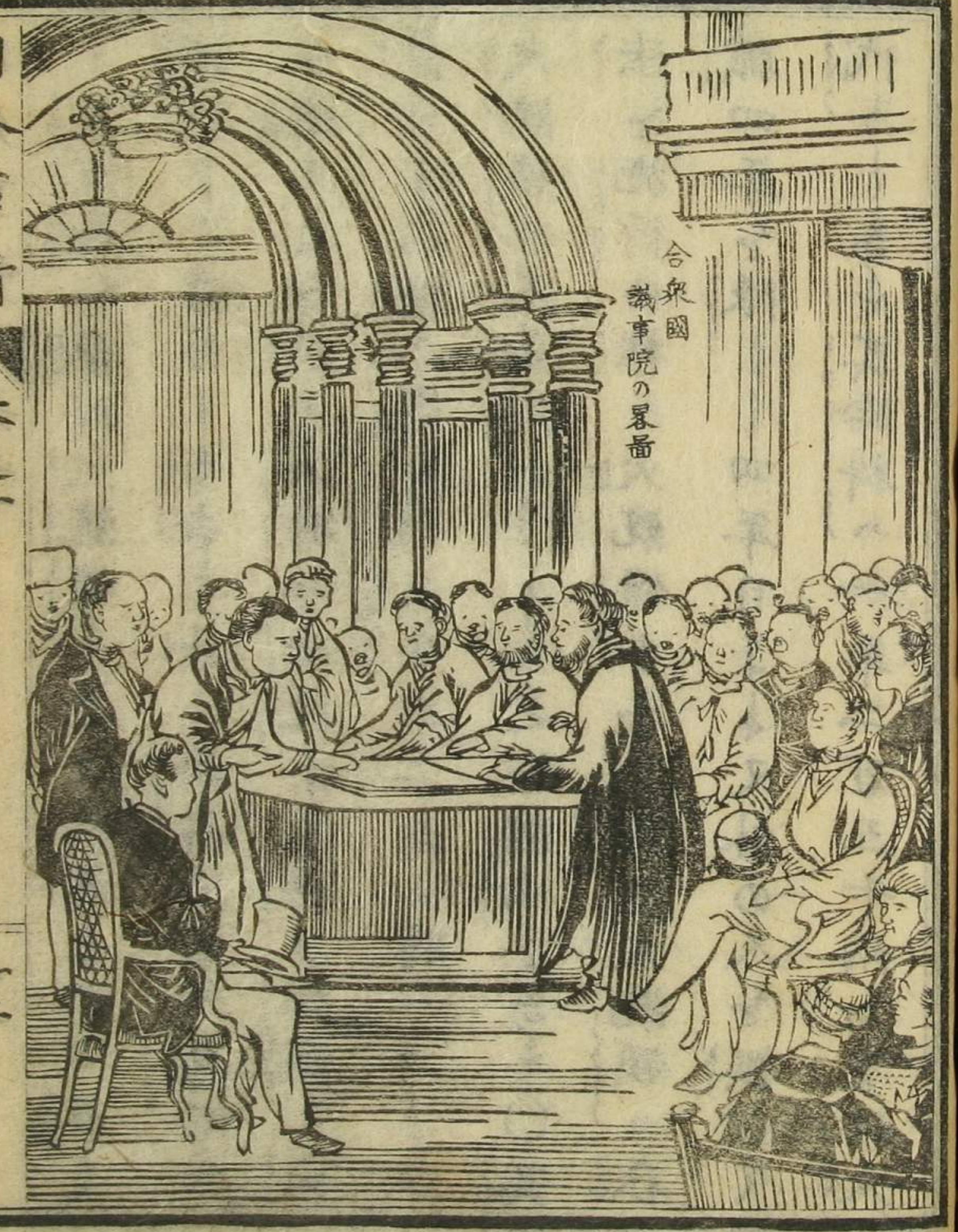
と施行す故に之を行法官とす若し又政府の  
所置國憲よきむく或ハ宜しうざるあり  
をバ上下兩院にて執政大臣と詰問するの權  
り又司律院にて獄訟を聽断く官を設け君主  
の一切も私人の罪を極め訴と断くあり能ハ  
於西洋諸國ハ皆此政治にて文明開化の國に  
行りる實之よきなる政体とあり

○第四貴顯專治 之を「アリストクラシー」と

ひ國中に一定の君ありて其形ハ合衆政治  
似たりとも實に國中の貴族故家と門地門閥  
の者代々政の權威を掌握り天下を私有し下民  
を奴隸の如く取扱ふハ君主專治とあり  
事あり往時伊太利亞、日耳曼ありて此制を用  
ひたり

○第五合衆政治 共和政治 之を「リパブリック」と  
し血統の君を立てて國內の貴族平民の

區別あり有徳の賢者をあらび之を大統領とし  
 一國民一般と協議して政をあたふ其法の大略ハ  
 先議事院を立て之を上院下院の二に分ち上院  
 の議事官ハ毎州の評議官撰舉て一州より二人  
 つづと出し在職六年を限りし下院の議事官  
 ハ二年毎國民一般より入札を以てあらび國  
 民の名代として出し在職二年を限りす右の兩  
 院より事を議し皆同意あれば之を大統領と出



合衆國 議事院の景番

一其可否を尋ね大統領も之に同意あれば直ぐ  
調印して国内に布告し若し異存ありせば其わけ  
を述べて之を返さ其時ハ兩院にて再び相議し同  
意のものは惣人數の内三分の二ある時ハたゞハ  
大統領ハ不兼知ありしも之を國法とあそ○其  
法を施行の権ハ大統領の手より大統領ハ在  
職四年を限りし四年目より又外の人を撰びて  
代りしあそ其給料ハ一年二万五千兩あり此大

統領を選ばハ國中の者入札をありて先有徳の  
人とあしび其人より入札ありて其札數の多き  
者を大統領とあそ○右ハ亞米利加合衆國の政  
體の大略あれども何れも共和政治ハ大抵  
右の如くあり

今上し説き及ぶる五政體の内第一より三まで  
ハ之を君政といひ第四五を民政とす其内君  
主專政ハ夷狄の風より其殘忍あり厭ふ

く又君主專治貴顯專治あどゞ づの政体ハ開  
化の進まざる國々行ひ民の學問を教へ  
に強めて人々を愚まし政府よて私を行ふよ  
便利あゞゞ又君臣同治合衆共治の二ハ文  
明の國へ行はるゝ政体よて國民ハ自由を得  
政府より國民の生業と所有を保護し實に治  
國安民の法方備はるる政体あり

○教法の事

凡そ人間の在る處に皆夫々の尊崇む所の神  
佛ありはして仮令禽獸同様の蠻夷にても何  
れ尊拜せざる者ありあれば至愚の野蠻にても  
物に感して人力の及ばざる所に神ありあると  
想像し或ハ日月を祭る者ありありひと山川水  
火を祭り或ハ種々の偶像を作て之を祈るは  
ゆゑ教法の始りハ至て久し其久しき間



數々の賢人出て或ハ書と著一種々自分の説と  
 立て終一一派の教法を開き従前の教を破り別  
 一宗を立ちしり遂に教法の數も今の如く澤  
 山に至りし去きども此教法を大別する時ハ多  
 く神を祭るも法と只一の神を祭るも法とあり  
 ○只一の神を祭る教ハ猶太教耶蘇教回々教の  
 三あり去きども其内一門派の如くあり  
 ○耶蘇教ハ歐羅巴全州太抵此宗徒にして其外

諸洲に廣まり今ハ此宗門の人凡二億五千万余  
 ありと此教法のあり付て又一と聞ゆる  
 争論起り遂に東西の二派より其後又西部  
 の内二に分ちし是を耶蘇教羅馬教耶蘇新教  
 天主教是あり此旧教のうち又門派を立て社を  
 結び教師を諸國に出し宗旨を弘むるありを免  
 りりたり往時日本へ来り一切支丹宗といふ  
 も亦是ありと是ハ西洋宗旨中の一番害多し門

派ありといふ○新教ハ英国あつて日耳曼列國  
一盛りて北亞米利加其外所々一盛あり○東  
部を希臘教といひ魯西亞國其外土耳其希臘  
行り

○猶太教ハ耶蘇教より最も古き宗門より  
往時猶太國へ行りて猶太國にびてのち其國の  
人々諸州に散り令し此教を信仰を其宗徒凡五  
百万ありといふ

回々教ハ土耳其亞拉比亞又ハ亞細亞洲の  
西より印度の嶋々或ハ亞非利加洲の東北に盛  
り行りて其宗徒一億六千万余ありと  
國のマホメットといふ人耶蘇教と猶太教とを  
合併して一種の教と立ちり故にマホ  
メット教ともいふ  
○多くの神を祭る宗昔ハいろいろ奇怪ある説を  
とあり愚人をまどかし人情に背くもの多く亞  
非利加澳大利亞總て野蠻の一般に信仰を

所<sup>い</sup>して或<sup>ある</sup>ハ日月山川樹木禽獸土石等を崇<sup>たが</sup>め  
 人の禍福吉凶あど<sup>い</sup>り至<sup>いた</sup>る中<sup>なか</sup>で皆神仏の意任<sup>い</sup>あ  
 りと<sup>い</sup>し神仏<sup>しんぶつ</sup>の種々<sup>しゅんじゆん</sup>我儘<sup>わがごころ</sup>の願<sup>ねが</sup>ふと<sup>い</sup>を致<sup>いた</sup>し或<sup>ある</sup>ハ死  
 後の冥福<sup>めいふく</sup>を祈<sup>いの</sup>る等<sup>ら</sup>實<sup>じつ</sup>に笑<sup>わら</sup>ふごと<sup>い</sup>事多<sup>ことおほ</sup>し其内<sup>そのうち</sup>に  
 も深遠<sup>あつちゆう</sup>き空理<sup>くうり</sup>を説法<sup>せつぽう</sup>と<sup>い</sup>るも<sup>も</sup>は婆羅門教<sup>バラマキョウ</sup>と釋<sup>しゃ</sup>  
 迦<sup>か</sup>教<sup>きョウ</sup>あり婆羅門教<sup>バラマキョウ</sup>と釋迦教<sup>しゃかきョウ</sup>より甚<sup>た</sup>た古<sup>ふる</sup>く今<sup>いま</sup>ハ  
 前<sup>まへ</sup>印度<sup>いन्द</sup>の盛<sup>さか</sup>あり又釋迦教<sup>しゃかきョウ</sup>ハ印度<sup>いन्द</sup>の錫蘭島<sup>せきらんとう</sup>より  
 支那<sup>しな</sup>蒙古<sup>もんこ</sup>滿洲<sup>まんしゆ</sup>日本<sup>にっぽん</sup>等<sup>ら</sup>より行<sup>ゆ</sup>りて世界中<sup>せかいぢゆう</sup>に一番<sup>いちばん</sup>廣<sup>ひろ</sup>

くして凡<sup>およ</sup>六億<sup>りくおく</sup>六千<sup>ろくせん</sup>  
 五百万<sup>ごひゃくまん</sup>余<sup>あま</sup>の宗徒<sup>しゆんた</sup>の  
 りといふ○此外<sup>このほか</sup>先<sup>まづ</sup>  
 々の事<sup>こと</sup>と占<sup>しん</sup>ひ或<sup>ある</sup>ハ  
 魔<sup>ま</sup>を使<sup>つか</sup>ふと信<sup>しん</sup>ト或<sup>ある</sup>  
 ハ日蝕<sup>にっしやく</sup>をあそ<sup>あそ</sup>べれ或<sup>ある</sup>  
 ハ靈現<sup>れいげん</sup>を信<sup>しん</sup>ぢる等<sup>ら</sup>  
 蠢愚<sup>ちんぐ</sup>頑陋<sup>こんろう</sup>ある風習<sup>ふうじゆ</sup>

愚民偶像と禮拜の圖



の人民世界中より数多ありしり

○つぎの教法よても人情のつぎに開けざる

時々種々の理を唱つて兇暴の風俗を改め

善をまゝめ惡を懲き等人より大利益ありしり

あまとも余り盛る至る時ハ人々其空理を信

し人智を昏し陋習ありしり

附録 切支丹の事

現今日本よて切支丹宗しりて都て妖怪よ

て出来るありし様よりあれども決して

左より少り此切支丹とを原し和蘭陀の語と

て即ち耶蘇宗徒の義あり英語よて之をキ

リヤンとせしむ現今西洋よて一般に用ゐ

宗旨ゆる又西洋教ともいふ去きども決して

怪しき宗教なりは皆人の人なる道を教へ

善を勧め人道と背りざるを旨し其拜む所

の神ハ即ち一りて日本支那印度等の如く或

日本支那印度等の如く或

天理の基  
人の人  
道を説き  
ハ謝海漁夫  
の著  
修身学と云  
ふ本と奉

釋迦或ハ日蓮或ハ金佛或ハ種々の物を  
拜むるは天上帝又上帝天父真神也  
者指ハ天地萬物の父として吾人の天上帝  
の造るは私よみと為さず  
皆天理に従ひ天父を恐敬ひ人道は悖り  
うはばこの教ありと聞く往古天文年間と洋  
教よりて日本に渡り慶長の頃より  
一時西國に盛行りて其方法残忍

て且妖怪あるゆへ徳川殿下之を攘絶せし實  
一時の偉功なり然るに當時来り  
しハ葡萄牙國の人は傳ふる所の羅馬教  
を弘めんと為一時手術魔の如き  
愚昧の者を欺りたるまで固  
く不思議のありのりき道理あり只凡  
俗の耳目に慣れども且智見せし只一口に妖  
法を云ふるあらん然るを令し至て概

て妖教といふハ余り心のヤミミミあしうて其  
愚もさう笑ふべし

是しう下も々西洋文明の國々よて一般  
行ハる所の事情を説くべし

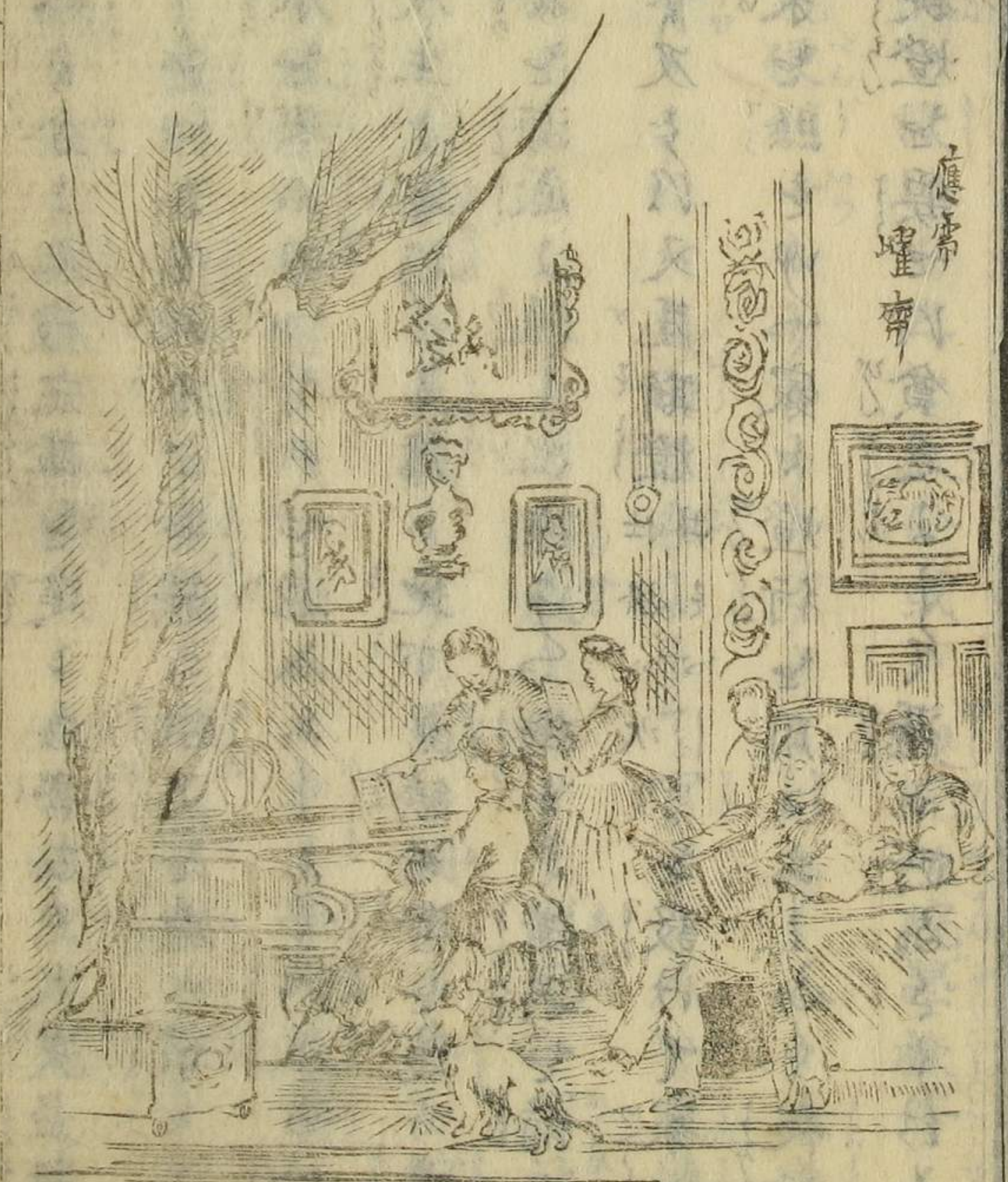
○開化の國の便利

西洋各國開化の國々あかきも英國あどくても  
政度を公平寛大にして上下貴賤の別嚴しう

び民生を自在安樂し萬事便利あるあり云を  
ううあし河海を行くも蒸氣船りり陸地を往  
くも馬車蒸氣車等りり萬里隔りたる邦とい  
つども門前郵便箱自在し書状を贈るべし又  
急用あしバ傳信機りりゆき急騎を用ひり  
るに珍奇風聞をあたせ又ハ聞んとも時々新  
聞紙りりゆき一々寫その勞あり又金銀其外大  
切の品ハ官府より堅固の貨蔵を造て之を預る

内々事情 卷之一

開化の有様



應常 曜常

二十一

西洋市中の景



内々事情 卷之一

二十一

ゆへ自分と土蔵穴蔵を建てるの苦あく火災盗難  
のうきいあり地下より鑿の水道を造り家々  
浄水と興ふゆへ井戸を掘るあくあく汚水の如  
き人生の害あるゆへ地下に鑿の管を造り其  
汚物を海底に流し出さゆへ街々溝渠を備ふ  
多し及むに又瓦斯燈仕掛ハ次と設けて家々  
往来を照さゆへ家々燈行を用ふあくあく夜行  
と提燈を要せば貧乏よりして憑る所あきゆへ

貧院と設けて之と救ひ或ハ病院啞院學校等人  
の便利一もあきゆへあきゆへあきゆへあきゆへ  
と背りされバ自由自在よりして官より人と束縛  
するあきあき人々の財産に任せて家宅を宏壯  
ゆへゆへも衣服を美麗ゆへゆへ馬を飼ふも車を貯  
ふも勝手次第ありゆへゆへ人々争て學術技藝を  
研と便利の新工夫を發見し勉て富産を致さん  
と謀る故に國富み兵強しと是皆政度の寛し



て人才と發軔をゆるみありしつゝ斯く勉勵して  
心を勞せしめ又遊園を設けて其氣を慰むる所は  
り實に萬事備りしつゝ

○賦税の事

税と運上の事として西洋各國としてハ工作交易  
と以て國を立るの風ゆへ是より日本の如く  
百姓も一年貢重くして商人も美服を着美食  
と盡して安樂の世を渡るが如く賦税の輕重あ

く何物も何事も大抵皆課税のりしごと  
るも此あり故に日本も今般御改正し相成  
町人百姓のつちあり皆平均の賦税を納る様  
に相成るし實に公平の御所置あり就ては何  
事もよむに皆夫々の課税を差出せしめあり  
づし只何事も多少の課税を差出せしめ云ハ  
い何れも愚民等ハ只一口に苛刻政府あり  
しつゝものもゆふんあきども決して左りし

に宜く胸の手と當て萬に熟考をこし抑々萬民  
より出を所の賦税ハ政府の爲し出をよりは  
皆我身の爲し出をりのあり仮令ハ今敵國より  
攻來るとも一人二人よて之を禦ぐも能はば  
盜賊乱防人のりりも自ら縛る能はば或ハ惡人  
のりて人をあやうきく雖も自ら刑罰を行ふ能  
はば訟起るとも自ら捌く能はば之を約て言  
り我自身ハ我身の安全を保護するも能はば

るものあり若し自ら之をあきらむとせむ西に走  
り東に駈け夜晝とも其事ののみわたりて百姓  
も町人も更し其家業を脩むる閑暇のあきと必  
定あり夫故し夫々の職務を分ち政府を立て萬  
民を総轄し有司將卒のりりて萬民に代り萬民を  
無難に衛護するのあきと都て其費用ハ萬民よ  
り出をづるとハ勿論あり仮令ハ汝今一物を買て  
其價と償ハざれハ汝ハ賊あり又一僕を召抱て

水戸黄門 卷之十一 二十四

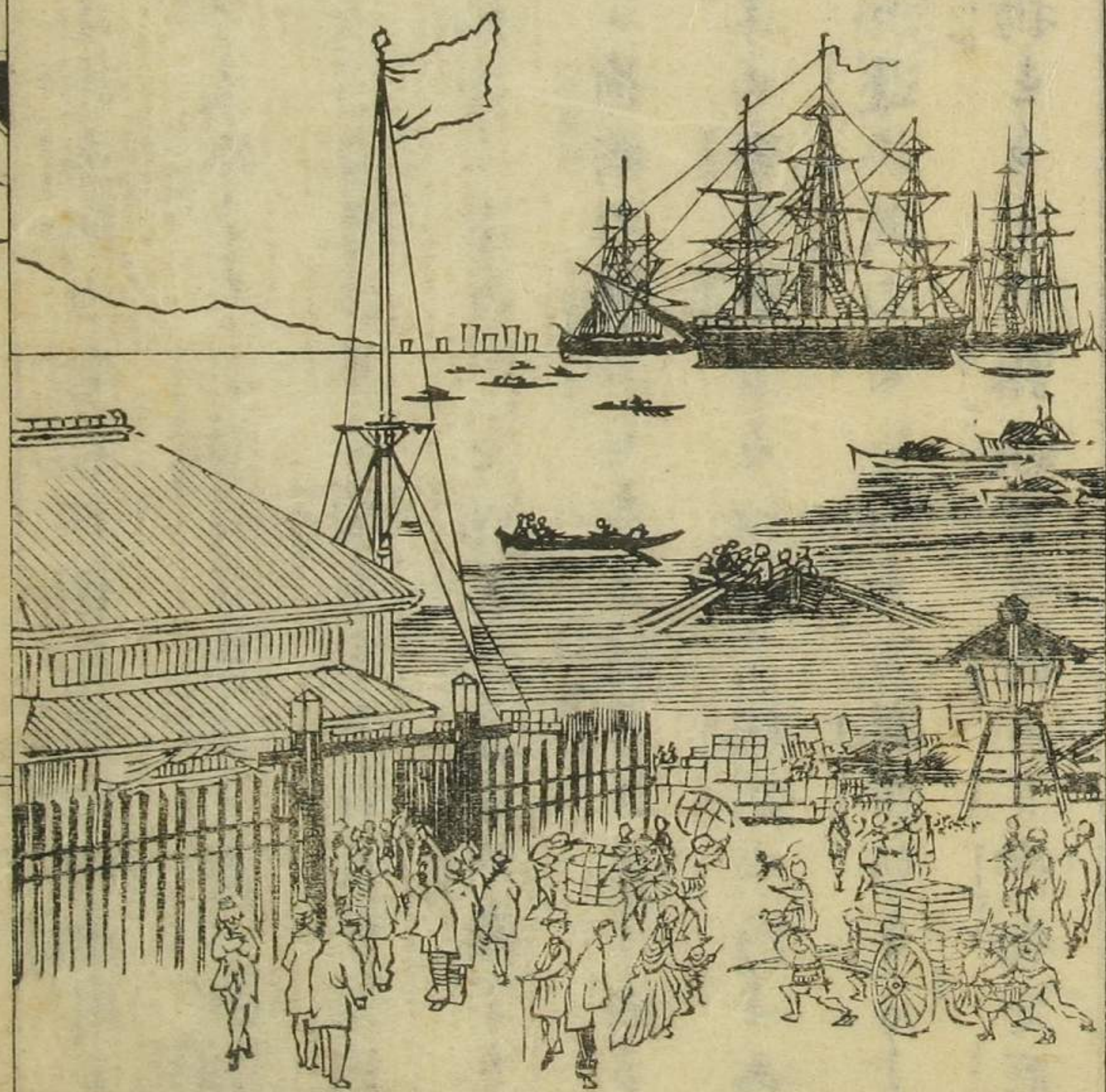
給金を與へられば汝ハ不直あり今汝の見世  
来て食逐きより仕あきも汝の家財を奪われ  
るも汝の家業を妨げざるも汝の安樂此世を  
渡るも皆政府より之を保護する故あり斯く御  
世話し預り晝夜の分ちあく御苦勞を懸あぐ  
其償の課税を出さぬと彼是のありのハ即ち食  
逐同様して賊と近き理ありきや故に西洋諸國  
してハ何一としても多少の課税を納めざるは

あく其品類至て多けきども之を統別されば港  
税證印税地稅郵便稅家產稅所有稅諸雜稅等  
り此稅の法も國々より輕重ありきも何れに  
少の異同ありきも何れにぞれども通例の所を取  
て次々論說をす

○港稅の事

港稅とも即ち港運上のありき西洋各國とも  
交易の盛あるハ今論ざるまでもあく随て荷物

運上所の圖



の出入も懸あはしきあるが其荷物ハ国内より  
 積出あはせりけりても又他国より輸入あはせりものよて  
 も皆其物品の價あはの何割あはとあは運上あはを納あはる規則あは  
 ゆへ交易場あはも必あは運上あは所あはゆへ役所あはを設あはて  
 荷物の出入あはを改あはりて運上あはを取立あはせりけり又  
 外國船の港内あは碇泊あはの間あは一日あは付何程あはとい  
 ふ税あはを出あはせ等あは都あはて何物あはゆても出入あはゆへ必あは運上あは  
 上あはと納あはるゆへ諸運上あはの中あはゆて港運上あはの高あはハ第

内務省

明治

二一七

一番ありと英吉利の倫敦ハ世界第一の都府にて船の出入も夥しく此港より積出したる荷物の運上むりうして三年の間二千四百四十五億五万兩余ありとあれを以て見ると外國より積入せらるる荷物の運上も夥しくありあり一此運上の事と孰とをりて規則のありありとて或ハ運上所の目をわきめ夜中ひそひそと荷物を陸揚するもの露顯する時ハ其荷物を取

上の権りると又荷物の價を偽て安く云ひ運上少し納りんと謀るも其ハ其荷物を買上るの権りると皆夫々堅き錠りをも今之を略す

○ 證印税の事

證印と即ち現今日本にて御發行ありたる證券印紙のありて印紙粘用心得とりの冊子より如く家地面等の貸借、金銀の請取質入

譲渡し、婚姻、離縁、請負、出板、其外ありし事ありし代  
 後の証拠とあるづき書付を用ゐる時と其事柄其  
 金高し應じうありて夫々の印紙を買て之を證  
 書と張付るありしなり此印紙を張らざして  
 私に證書を取替へる時ハ後日に至り争論起ると  
 も官に訴て裁判を願ふあり能りけ斯く政府の  
 法令を欺くの罪として過料を取上らる此印紙  
 ハ官府より受て所々賣る店ありて人如し

入用の時と之を買ひ用ゆるあり其賣捌所すり  
 官府へ納むる所の金とまありし證印税あり此  
 税金の高もすく夥しきありしなり

○地稅の事

地稅しと即ち土地の年貢として是迄日本も農  
 業を以て國を立る風ゆへ國內の諸費用も大抵  
 百姓より出し商人も只自分の住居ふ所の地代  
 と納むるのみゆへ美食美服を常とし驕奢しふ

けり百姓と兼食を常として晝夜勞業一剩一人と  
賤をうけて一生を暮し實に不公平の至りあり  
ゆへに今般地稅の法を御改正し相成百姓商人  
の區別あく皆平均の年貢を納むるありしあり  
たり其法の大略ハ都下と田舎との區別あく山  
田を論ぜば當分の内を其地を賣買する價の百  
分の三を年貢として往々を百分の一と定る趣と  
あり仮令ハ田舎として一町の地を賣買せむ百兩

とあり都下として十間の地を賣買せむ失張百兩  
とあり左をれむ地の廣狹よわむれば同  
三兩づゝの年貢を納むるあり是田舎の一町の  
地と都下の十間の地と其地主の利徳同トあり  
ありしあり西洋よても大抵是と同ト法よて地  
の廣狹良否よわむれば地面を人々貸して地  
主一納する所の地代の二十五分の一を官府一  
収むるあり若し自分所持の地一自分よて家を

建るり或ハ自分して耕作する時を吏人來つて  
其地を見分し人々貸して一年より上の所の地代  
を見定め其二十五分の一即ち二十五兩より付一  
兩を官府へ収むるを法とす

○家産税の事

家産税とは皆夫々の家業の税より今上より  
つる如く皆平均の賦税を収むるの法に至る  
獨り地持はるる税を出さざるの理あり地持ハ

其地を貸し或ハ之を耕作して活計をあり商人  
ハ物を賣買して産あり或ハ家を建て家産し  
ざる者あり或ハ金を貸す者あり或ハ學術を教  
授する者あり或ハ仕官ありて月給を取り活  
計を為す者ありソレも皆家業あり彼の税  
を取て此の税を取らぬより理もあけを西  
洋より何家業までも大抵其利潤の二十五分  
の一をあるは二十五兩より付一兩の税を官府へ



収<sup>と</sup>むるあり是<sup>を</sup>家<sup>産</sup>税<sup>と</sup>し<sup>て</sup>入<sup>る</sup>  
 一<sup>に</sup>貸<sup>し</sup>其<sup>の</sup>賃<sup>を</sup>取<sup>る</sup>者<sup>ハ</sup>令<sup>上</sup>し<sup>て</sup>入<sup>る</sup>如<sup>く</sup>あ<sup>ら</sup>せ<sup>し</sup>  
 ども若<sup>し</sup>自<sup>今</sup>て住<sup>居</sup>ふ者<sup>ハ</sup>失<sup>張</sup>吏<sup>官</sup>の見<sup>分</sup>  
 を<sup>う</sup>け<sup>入</sup>り<sup>貸</sup>し<sup>て</sup>得<sup>る</sup>所<sup>の</sup>金<sup>高</sup>を定<sup>め</sup>其<sup>二</sup>十  
 五<sup>分</sup>の<sup>一</sup>を官<sup>に</sup>収<sup>む</sup>是<sup>を</sup>家<sup>税</sup>と<sup>し</sup>て入<sup>る</sup>

文明  
 開化  
 内外事情卷之一終



